

官報 号外

平成二十七年三月三十日

○第百八十九回 参議院会議録第十号

平成二十七年三月三十日(月曜日)

午後五時十一分開議

○議事日程 第十号

平成二十七年三月三十日

午後四時三十分開議

第一 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、平成二十七年一般会計暫定予算
 - 一、平成二十七年特別会計暫定予算
 - 一、平成二十七年政府関係機関暫定予算
- 以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

この際、日程を追加して、

- 平成二十七年一般会計暫定予算
- 平成二十七年特別会計暫定予算
- 平成二十七年政府関係機関暫定予算

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

平成二十七年三月三十日 参議院会議録第十号

まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長岸宏一君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔岸宏一君登壇、拍手〕

○岸宏一君 たいだいま議題となりました平成二十七年度暫定予算三案の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、四月一日から十一日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算三案は、三月二十七日に国会に提出され、本日、衆議院からの送付の後、財務大臣から趣旨説明を聴取し、質疑を行いました。

質疑は、暫定予算提出に至った経過、現在の金融・経済政策に対する認識、安全保障法制の基本的考え方、在日米軍基地問題、食の安全、社会保障をめぐる諸問題など、多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、平成二十七年暫定予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより三案を一括して採決いたします。

議事日程追加の件 平成二十七年一般会計暫定予算外二件 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百二十二

反対

十一

よつて、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第一 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長風間直樹君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔風間直樹君登壇、拍手〕

○風間直樹君 たいだいま議題となりました跡地利用特別措置法改正案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設しようとするものであります。

本法律案の審査に先立ち、沖縄県に委員派遣を行い、本法律案の対象となる西普天間住宅地区やキャンプ・シユワブ、対馬丸記念館などを視察す

るとともに、沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情を調査いたしました。

委員会におきましては、本法改正の趣旨、西普天間住宅地区で発見されたドラム缶等の調査結果、地元意向を尊重した跡地利用の推進、普天間飛行場の五年以内の運用停止等の要望に対する取組、対馬丸記念館に対する支援の在り方などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十六

反対

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十八分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	山崎 正昭君
副議長	興石 東君
吉良よし子君	又市 征治君
石川 博崇君	竹谷とし子君
辰巳孝太郎君	吉田 忠智君
河野 義博君	佐々木さやか君
倉林 明子君	福島みずほ君
矢倉 克夫君	杉 久武君
田村 智子君	紙 智子君
秋野 公造君	新妻 秀規君
平木 大作君	若林 健太君
江島 潔君	仁比 聡平君
大門美紀史君	若松 謙維君
谷合 正明君	横山 信一君
藤川 政人君	中原 八一君
三原じゅん子君	井上 哲士君
小池 晃君	浜田 昌良君
山本 香苗君	山本 博司君
磯崎 陽輔君	藤井 基之君
北川イツセイ君	市田 忠義君
山下 芳生君	荒木 清寛君
山口那津男君	魚住裕一郎君
西田 実仁君	長沢 広明君
世耕 弘成君	衛藤 晟一君
山谷えり子君	赤池 誠章君
長谷川 岳君	大家 敏志君
宇都 隆史君	吉川ゆうみ君
森屋 宏君	山下 雄平君
山田 修路君	渡邊 美樹君
堀内 恒夫君	三宅 伸吾君
三木 亨君	舞立 昇治君
堀井 巖君	馬場 成志君
渡辺 猛之君	井原 巧君
石井 正弘君	石田 昌宏君
太田 房江君	大野 泰正君

北村 経夫君	古賀友一郎君
牧野たかお君	中西 祐介君
熊谷 大君	磯崎 仁彦君
石井 浩郎君	赤石 清美君
山田 俊男君	野上浩太郎君
小泉 昭男君	二之湯 智君
岡田 直樹君	松村 祥史君
野村 哲郎君	愛知 治郎君
末松 信介君	中川 雅治君
有村 治子君	宮沢 洋一君
林 芳正君	岡田 広君
金子原二郎君	脇 雅史君
鶴保 庸介君	関口 昌一君
岩城 光英君	伊達 忠一君
高階恵美子君	岩井 茂樹君
平野 達男君	糸数 慶子君
山本 太郎君	阿達 雅志君
青木 一彦君	荒井 広幸君
主濱 了君	谷 亮子君
羽生田 俊君	二之湯武史君
長峯 誠君	中泉 松司君
豊田 俊郎君	堂故 茂君
大沼みずほ君	上月 良祐君
酒井 庸行君	島田 三郎君
島村 大君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
石井 準一君	丸山 和也君
古川 俊治君	森 まさこ君
丸川 珠代君	西田 昌司君
塚田 一郎君	石井みどり君
吉田 博美君	松山 政司君
水落 敏栄君	山本 順三君
猪口 邦子君	松下 新平君
福岡 資麿君	片山さつき君
溝手 顕正君	柳本 卓治君
岸 宏一君	武見 敬三君
山崎 力君	橋本 聖子君

山本 一太君	木村 義雄君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
森本 真治君	磯崎 哲史君
石上 俊雄君	安井美沙子君
浜野 喜史君	小西 洋之君
石橋 通宏君	大野 元裕君
西村まさみ君	石植 芳文君
斎藤 嘉隆君	徳永 エリ君
田城 郁君	難波 奨二君
江崎 孝君	滝波 宏文君
野田 国義君	金子 洋一君
吉川 沙織君	牧山ひろえ君
風間 直樹君	相原久美子君
林 久美子君	佐藤 正久君
広田 一君	藤末 健三君
尾立 源幸君	大久保 勉君
白 眞敷君	足立 信也君
藤本 祐司君	島尻安伊子君
佐藤 信秋君	芝 博一君
柳澤 光美君	小林 正夫君
藤田 幸久君	大塚 耕平君
那谷屋正義君	尾辻 秀久君
中曾根弘文君	神本美恵子君
田中 直紀君	羽田雄一郎君
郡司 彰君	榛葉賀津也君
和田 政宗君	渡辺美知太郎君
田中 茂君	松沢 成文君
薬師寺みちよ君	行田 邦子君
山口 和之君	東 徹君
有田 芳生君	浜田 和幸君
中西 健治君	井上 義行君
藤巻 健史君	蓮 舫君
大島九州男君	中野 正志君
水野 賢一君	山田 太郎君
儀間 光男君	柴田 巧君
水岡 俊一君	津田弥太郎君
江口 克彦君	中山 恭子君

国務大臣

松田 公太君	アノ二才猪木君
真山 勇一君	川田 龍平君
小見山幸治君	増子 輝彦君
福山 哲郎君	櫻井 充君
小川 敏夫君	長浜 博行君
小野 次郎君	室井 邦彦君
前川 清成君	加藤 敏幸君
小川 勝也君	直嶋 正行君
北澤 俊美君	柳田 稔君
前田 武志君	江田 五月君
寺田 典城君	片山虎之助君
内閣総理大臣	安倍 晋三君
財務大臣	麻生 太郎君
国務大臣(内閣府特命担当大臣(金融))	高市 早苗君
総務大臣	上川 陽子君
法務大臣	岸田 文雄君
外務大臣	下村 博文君
文部科学大臣	塩崎 恭久君
厚生労働大臣	塩崎 恭久君
農林水産大臣	林 芳正君
経済産業大臣	宮沢 洋一君
国務大臣(内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構))	宮沢 洋一君
国土交通大臣	太田 昭宏君
環境大臣	望月 義夫君
国務大臣(内閣府特命担当大臣(原子力防災))	望月 義夫君
防衛大臣	中谷 元君
国務大臣(内閣官房長官)	菅 義偉君
復興大臣	竹下 亘君

国務大臣
(国家公安委員長)
(内閣府特命担当大臣(防災))
山谷えり子君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(沖繩及び北方対策、消費者及び食品安全、科学技術政策、宇宙政策))
山口 俊一君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(経済財政政策))
甘利 明君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(規制改革、少子化対策、男女共同参画))
有村 治子君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域))
石破 茂君

議員派遣中の議員
宮本 周司君
清水 貴之君

議長の報告事項
去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
岸 宏一君
山本 昭子君
補欠 豊田 俊郎君

外交防衛委員
豊田 俊郎君
補欠 岸 宏一君

平成二十七年三月三十日 参議院会議録第十号

議長の報告事項

財政金融委員
辞任 塚田 一郎君
宮沢 洋一君
補欠 吉田 博美君
井原 巧君

文教科学委員
辞任 白 眞勲君
補欠 風間 直樹君

厚生労働委員
辞任 吉田 博美君
森本 真治君
補欠 塚田 一郎君
西村まさみ君

経済産業委員
辞任 阿達 雅志君
補欠 吉川ゆうみ君

環境委員
辞任 吉川ゆうみ君
補欠 山本 昭子君

予算委員
辞任 長沢 広明君
東 徹君
吉良よし子君
補欠 新妻 秀規君
清水 貴之君
井上 哲士君
中西 健治君

決算委員
辞任 井原 巧君
井上 哲士君
補欠 宮沢 洋一君
小池 晃君

行政監視委員
辞任 清水 貴之君
補欠 東 徹君

議院運営委員
辞任 新妻 秀規君
補欠 長沢 広明君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
議院運営委員会
理事 山本 博司君 (山本博司君の補欠)
理事 室井 邦彦君 (室井邦彦君の補欠)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
放送法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外二名提出)(衆第一〇号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)
総務委員会に付託
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

外交防衛委員
辞任 岸 宏一君
補欠 豊田 俊郎君

財政金融委員
辞任 井原 巧君
補欠 宮沢 洋一君

文教科学委員
辞任 衛藤 晟一君
吉田 博美君
補欠 塚田 一郎君

厚生労働委員
辞任 塚田 一郎君
堀内 恒夫君
西村まさみ君
補欠 吉田 博美君
上野 通子君
森本 真治君

経済産業委員
辞任 森本 真治君
補欠 西村まさみ君

環境委員
辞任 吉川ゆうみ君
補欠 阿達 雅志君

予算委員
辞任 山本 昭子君
補欠 吉川ゆうみ君

堂故 茂君
三原じゅん子君
新妻 秀規君
清水 貴之君
井上 哲士君
松沢 成文君
中西 健治君
福島みずほ君
補欠 松下 新平君
若林 健太君
長沢 広明君
柴田 巧君
田村 智子君
江口 克彦君
薬師寺みちよ君
吉田 忠智君

堂故 茂君
三原じゅん子君
新妻 秀規君
清水 貴之君
井上 哲士君
松沢 成文君
中西 健治君
福島みずほ君
補欠 松下 新平君
若林 健太君
長沢 広明君
柴田 巧君
田村 智子君
江口 克彦君
薬師寺みちよ君
吉田 忠智君

堂故 茂君
三原じゅん子君
新妻 秀規君
清水 貴之君
井上 哲士君
松沢 成文君
中西 健治君
福島みずほ君
補欠 松下 新平君
若林 健太君
長沢 広明君
柴田 巧君
田村 智子君
江口 克彦君
薬師寺みちよ君
吉田 忠智君

堂故 茂君
三原じゅん子君
新妻 秀規君
清水 貴之君
井上 哲士君
松沢 成文君
中西 健治君
福島みずほ君
補欠 松下 新平君
若林 健太君
長沢 広明君
柴田 巧君
田村 智子君
江口 克彦君
薬師寺みちよ君
吉田 忠智君

堂故 茂君
三原じゅん子君
新妻 秀規君
清水 貴之君
井上 哲士君
松沢 成文君
中西 健治君
福島みずほ君
補欠 松下 新平君
若林 健太君
長沢 広明君
柴田 巧君
田村 智子君
江口 克彦君
薬師寺みちよ君
吉田 忠智君

堂故 茂君
三原じゅん子君
新妻 秀規君
清水 貴之君
井上 哲士君
松沢 成文君
中西 健治君
福島みずほ君
補欠 松下 新平君
若林 健太君
長沢 広明君
柴田 巧君
田村 智子君
江口 克彦君
薬師寺みちよ君
吉田 忠智君

決算委員

辞任

補欠

宮沢 洋一君 井原 巧君
若林 健太君 三原じゅん子君
田村 智子君 井上 哲士君

行政監視委員

辞任

補欠

松下 新平君 堂故 茂君
東 徹君 清水 貴之君

議院運営委員

辞任

補欠

酒井 庸行君 衛藤 晟一君
長沢 広明君 新妻 秀規君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

野村 哲郎君 山田 俊男君
地方・消費者問題に関する特別委員
和田 政宗君 松沢 成文君

辞任

補欠

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員

辞任

補欠

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を
求めるの件(閣承認第二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを経済産業委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に
基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び
北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入
につき承認義務を課する等の措置を講じたこと
について承認を求めるの件(閣承認第一号)

議長の報告事項 平成二十七年年度一般会計暫定予算 平成二十七年年度特別会計暫定予算 平成二十七年年度政府関係機関暫定予算
去る二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

文教科学委員

辞任

補欠

堀内 恒夫君 上野 通子君
上野 通子君 堀内 恒夫君
酒井 庸行君 衛藤 晟一君

予算委員

辞任

補欠

松下 新平君 堂故 茂君
若林 健太君 三原じゅん子君
横山 信一君 杉 久武君
柴田 巧君 室井 邦彦君
田村 智子君 倉林 明子君
大門美紀史君 仁比 聡平君
江口 克彦君 中野 正志君
薬師寺みちよ君 福島みずほ君
吉田 忠智君 荒井 広幸君
平野 達男君

決算委員

辞任

補欠

三原じゅん子君 若林 健太君
杉 久武君 横山 信一君
小池 晃君 田村 智子君

行政監視委員

辞任

補欠

堂故 茂君 松下 新平君
倉林 明子君 小池 晃君

議院運営委員

辞任

補欠

衛藤 晟一君 酒井 庸行君
室井 邦彦君 柴田 巧君
仁比 聡平君 紙 智子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

山田 俊男君 野村 哲郎君
尾立 源幸君 西村まさみ君
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員
辞任 補欠
神本美恵子君 相原久美子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十七年年度一般会計暫定予算(閣予第七号)

平成二十七年年度特別会計暫定予算(閣予第八号)

平成二十七年年度政府関係機関暫定予算(閣予第九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案(田島一成君外二名提出)(衆第一一号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

新生児里親委託に関する質問主意書(西村まさみ君提出)(第八八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問に対する答弁書(第八五号)

同日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十三条第二項の規定に基づく平成二十六年官民人事交流に関する年次報告を受領した。

同日議長は、フランス共和国南部において二十四日発生したドイツ航空機墜落による被害に対し、次の議会議長宛見舞状を発送した。

ドイツ連邦共和国 フォルカー・ブフィエ連邦参議院議長

ス페인 ビオ・ガルシア・エスクデロ・マルケス上院議長

本日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十七年年度一般会計暫定予算(閣予第七号)

平成二十七年年度特別会計暫定予算(閣予第八号)

平成二十七年年度政府関係機関暫定予算(閣予第九号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十七年年度一般会計暫定予算

平成二十七年年度特別会計暫定予算

平成二十七年年度政府関係機関暫定予算

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年三月三十日 参議院議長 山崎 正昭殿

要領書 予算委員長 岸 宏一

一、委員会の決定の理由
平成二十七年年度一般会計暫定予算、平成二十七年年度特別会計暫定予算及び平成二十七年年度政府関係機関暫定予算は、平成二十七年本予算が年度内に成立することが困難となったことに伴い、平成二十七年四月一日から同年四月十一

日までの期間に係る応急的な措置として編成されたものである。

一般会計暫定予算は、歳出において、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限の金額を計上することとし、期間中に特に措置する必要があるものを除き、新規の施策に係る経費は原則として計上しないこととしている。また、公共事業関係費については、新規発生災害に係る直轄災害復旧事業費のほか、直轄の維持修繕費等について期間中における所要額を計上することとしている。

歳入においては、税収及びその他収入についての暫定予算期間中の収入見込額を計上することとしている。

この結果、平成二十七年一般会計暫定予算の総額は、歳入二百六十二億八千九百七十五万五千円、歳出五兆七千五百九十二億九千三万五千円であつて、差引き五兆七千三百三十億九千六万円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することができることとしている。

特別会計暫定予算及び政府関係機関暫定予算については、一般会計に準じて編成されている。

右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成二十七年一般会計暫定予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年三月三十日

衆議院議長 町村 信孝
参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年三月三十日 参議院会議録第十号

平成二十七年特別会計暫定予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年三月三十日

衆議院議長 町村 信孝
参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年政府関係機関暫定予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年三月三十日

衆議院議長 町村 信孝
参議院議長 山崎 正昭殿

審査報告書

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年三月二十七日
沖縄及び北方問題に関する特別委員長 風間 直樹
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、別に費用を要しない。

平成二十七年一般会計暫定予算 平成二十七年特別会計暫定予算 平成二十七年政府関係機関暫定予算
ける駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年三月二十四日

衆議院議長 町村 信孝
参議院議長 山崎 正昭殿

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三章 地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置(第十八条第二―第十八条)」を

「第三章 地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置(第十二条―第十八条)」に改める。

第二章 地方公共団体等による駐留軍用地の取得の円滑化のための措置(第十二条―第十八条)

第三章 地方公共団体等による駐留軍用地の取得の円滑化のための措置
等内の土地の取得の円滑化のための措置
第一節 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置
第十二条 前項に次ぎの節名を付する。
第一節 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

第十三条 前項中「この項」の下に「及び第十八条の二第一項」を加える。

第十三条 前項に次ぎの節名を付する。
第一節 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

第十三条 前項に次ぎの節名を付する。
第一節 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

第三章第十八条の次に次の一節を加える。
第二節 駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置
(特定駐留軍用地跡地の指定)

第十八条の二 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であつて、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定するものとする。

2 沖縄県知事は、前項の申出をしようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 特定駐留軍用地跡地の指定は、当該指定を受けた土地が特定駐留軍用地でなくなつた時から、その効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、沖縄県知事の申出に基づき、遅滞なく、特定駐留軍用地跡地の指定を解除し、又はその区域を縮小するものとする。

6 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡された場合には、直ちに、その指定を解除するものとする。

7 内閣総理大臣は、一の特定駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還される場合には、前項の規定にかかわらず、当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還されるまでの間(返還された区域に係る土地が段階的に特定駐留軍用地跡地の指定を受けた場合にあつては、当該指定を受けた全ての特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡される時

平成二十七年一般会計暫定予算 沖縄県にお

又は当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還される時のいずれか遅い時までの間は、特定駐留軍用地跡地の指定の解除をしないことができる。

8 第三項及び第三項の規定は第五項の規定による特定駐留軍用地跡地の指定の解除及びその区域の縮小について、第三項の規定は第六項の規定による特定駐留軍用地跡地の指定の解除について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは、「第五項」と読み替えるものとする。

(特定駐留軍用地に関する規定の準用等)

第十八条の三 第十三条から第十八条までの規定は、特定駐留軍用地跡地について準用する。この場合において、第十三条第一項中「当該特定駐留軍用地の返還後の跡地」とあるのは「当該特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地」と、第十八条第二項中「かつ」とあるのは「かつ、特定駐留軍用地跡地でなくなった土地」と、「土地」とあるのは「ものに限る。」と読み替えるものとする。

2 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十三条第一項の規定により定められた特定事業の見直しは、前項において準用する同条第一項の規定により定められた特定事業の見直しとみなす。

3 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十四条第一項の規定によりされた届出は、第一項において準用する同条第一項の規定によりされた届出とみなす。

4 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十五条第一項の規定によりされた届出は、第一項において準用する同条第一項の規定によりされた届出とみなす。

5 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十六条の規定によりされた通知その他の行為は、第一項において準用する同条の規定に

沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 投票者氏名

よりされた通知その他の行為とみなす。

第三十三条第一号及び第二号中「第十四条第一項の下に「(第十八条の三第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第十七条の下に「(第十八条の三第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「同条」を「第十七条」に改める。

附則第四項中「第十六条第一項」及び「第十八条」の下に「(第十八条の三第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

平成二十七年年度一般会計暫定予算
平成二十七年年度特別会計暫定予算
平成二十七年年度政府関係機関暫定予算

賛成者氏名

Table with 2 columns of names: 阿達 雅志君, 青木 一彦君, 赤石 清美君, 石井 準一君, 石井 正弘君, 石田 昌宏君, 磯崎 陽輔君, 岩井 茂樹君, 宇都 隆史君, 衛藤 晟一君, 大家 敏志君, 大野 泰正君, 岡田 直樹君, 片山 さつき君, 木村 義雄君, 北川 イッセイ君, 熊谷 大君, 小坂 憲次君, 愛知 治郎君, 赤池 誠章君, 井原 巧君, 石井 浩郎君, 石井 みどり君, 磯崎 仁彦君, 猪口 邦子君, 岩城 光英君, 江島 潔君, 尾辻 秀久君, 大沼 みずほ君, 太田 房江君, 岡田 広君, 金子 原二郎君, 岸 宏一君, 北村 経夫君, 小泉 昭男君, 古賀 友一郎君

Table with 2 columns of names: 上月 良祐君, 佐藤 信秋君, 酒井 庸行君, 島田 三郎君, 末松 信介君, 関口 昌一君, 高階 恵美子君, 高橋 克法君, 滝波 宏文君, 柘植 芳文君, 鶴保 庸介君, 豊田 俊郎君, 中川 雅治君, 中西 祐介君, 長峯 誠君, 二之湯 武史君, 野上 浩太郎君, 羽生 田 俊君, 馬場 成志君, 福岡 資麿君, 藤川 政人君, 堀井 巖君, 舞立 昇治君, 松下 新平君, 松山 政司君, 丸山 和也君, 三原 じゅん子君, 水落 敏栄君, 森 まさこ君, 柳本 卓治君, 山下 雄平君, 山田 俊男君, 山本 順三君, 吉田 博美君, 脇 雅史君, 渡邊 美樹君, 相原 久美子君, 石上 俊雄君, 鴻池 祥肇君, 佐藤 正久君, 島尻 安伊子君, 島村 大君, 世耕 弘成君, 伊達 忠一君, 高野 光二郎君, 滝沢 求君, 武見 敬三君, 塚田 一郎君, 堂 茂君, 中泉 松司君, 中曾 根弘文君, 中原 八一君, 二之湯 智君, 西田 昌司君, 野村 哲郎君, 長谷川 岳君, 橋本 聖子君, 藤井 基之君, 古川 俊治君, 堀内 恒夫君, 牧野 たかお君, 松村 祥史君, 丸川 珠代君, 三木 亨君, 三宅 伸吾君, 溝手 顕正君, 森屋 宏君, 山崎 力君, 山田 修路君, 山本 一太君, 吉川 ゆうみ君, 若林 健太君, 渡辺 猛之君, 足立 信也君, 有田 芳生君, 石橋 通宏君

Table with 2 columns of names: 磯崎 哲史君, 江田 五月君, 小川 敏夫君, 大久保 勉君, 大塚 耕平君, 加藤 敏幸君, 金子 洋一君, 北澤 俊美君, 小西 洋之君, 小見山 幸治君, 櫻井 充君, 榛葉 賀津也君, 田中 直紀君, 徳永 エリ君, 直嶋 正行君, 難波 奨二君, 野田 国義君, 白 眞敷君, 林 久美子君, 福山 哲郎君, 藤田 幸久君, 前川 清成君, 前川 清成君, 水岡 俊一君, 安井 美沙子君, 柳田 稔君, 蓮 舫君, 荒木 清寛君, 魚住 裕一郎君, 佐々木 さやか君, 竹谷 とし子君, 長沢 広明君, 西田 実仁君, 平木 大作君, 山口 那津男君, 山本 博司君, 若松 謙維君, 小野 次郎君, 江崎 孝君, 小川 勝也君, 尾立 源幸君, 大島 九州男君, 大野 元裕君, 風間 直樹君, 神本 美恵子君, 郡司 彰君, 小林 正夫君, 斎藤 嘉隆君, 芝 博一君, 田城 郁君, 津田 弥太郎君, 那谷 屋正義君, 長浜 博行君, 西村 まさみ君, 羽田 雄一郎君, 浜野 喜史君, 広田 一君, 藤末 健三君, 藤本 祐司君, 前田 武志君, 増子 輝彦君, 森本 真治君, 柳澤 光美君, 吉川 沙織君, 秋野 公造君, 石川 博崇君, 河野 義博君, 杉 久武君, 谷合 正明君, 新妻 秀規君, 浜田 昌良君, 矢倉 克夫君, 山本 香苗君, 横山 信一君, 東 徹君, 片山 虎之助君

日程第一 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

- 阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君

一一一名

- 井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君

反対者氏名

- 川田 龍平君 儀間 光男君
柴田 巧君 寺田 典城君
藤巻 健史君 真山 勇一君
室井 邦彦君 アノ下才猪木君
井上 義行君 行田 邦子君
田中 茂君 松田 公太君
山口 和之君 山田 太郎君
江口 克彦君 中野 正志君
中山 恭子君 浜田 和幸君
松沢 成文君 和田 政宗君
中西 健治君 水野 賢一君
薬師寺みちよ君 渡辺美知太郎君
福島みずほ君 又市 征治君
吉田 忠智君 主濱 了君
谷 亮子君 山本 太郎君
荒井 広幸君 平野 達男君
糸数 慶子君 興石 東君

投票者氏名

- 岩城 光英君 宇都 隆史君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
左藤 正久君 酒井 庸行君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 野上浩太郎君
西田 昌司君 野生田 俊君
野村 哲郎君 馬場 成志君
長谷川 岳君 橋本 聖子君
橋本 資磨君 藤岡 基之君
藤川 政人君 堀井 徹君
堀井 徹君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 和也君 丸川 珠代君
丸山 政也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君

- 水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榎葉賀津也君 田城 郁君
田中 直紀君 津田弥太郎君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村まさみ君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞敷君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
藤山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
前田 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 水岡 俊一君
安井美沙子君 柳澤 真治君
柳田 稔君 吉川 沙織君

反対者氏名

- 蓮 舫君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
佐々木さやか君 竹谷とし子君 杉 久武君
長沢 広明君 谷合 正明君
西田 実仁君 新妻 秀規君
平木 大作君 浜田 昌良君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 東 徹君
小野 次郎君 片山虎之助君
川田 龍平君 儀間 光男君
柴田 巧君 寺田 典城君
藤巻 健史君 真山 勇一君
室井 邦彦君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 辰巳孝太郎君
山下 芳生君 アノ下才猪木君
井上 義行君 行田 邦子君
田中 茂君 松田 公太君
山口 和之君 山田 太郎君
江口 克彦君 中野 正志君
中山 恭子君 浜田 和幸君
松沢 成文君 和田 政宗君
中西 健治君 水野 賢一君
薬師寺みちよ君 渡辺美知太郎君
福島みずほ君 又市 征治君
吉田 忠智君 主濱 了君
谷 亮子君 山本 太郎君
荒井 広幸君 平野 達男君
糸数 慶子君 興石 東君

○名

平成二十七年三月三十日 参議院会議録第十号 質問主意書及び答弁書

平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十七年三月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿
有田 芳生

平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問主意書

一 政府は、私が平成二十七年三月三日付けで提出した「北朝鮮による日本人拉致問題に関する再質問主意書」(第百八十九回国会質問第三八号)に対する答弁書(内閣参質一八九第三八号)において、「本年二月一日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は、八百八十一名である」と答弁しています。この北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者とは、平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見(以下「この会見」とする)にある「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々」のことだと理解してよろしいですか。

二 この会見において菅官房長官は、「今回の協議において北朝鮮側は、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明の方々を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施することを約束をいたしました」と述べています。北朝鮮側は、本年二月一日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない八百八十一名について包括的かつ全面的な調査を実施することを約束したのですか。

三 この会見の内容を読む限り、政府が拉致問題を最優先するとは読み取れません。政府が、拉致問題を最優先するという方針を決めたなら、それはいつのことですか。また、それを決めたのは誰ですか。

四 拉致被害者を最優先するという発言が政府関係者からしばしばなされます。これが日本国政府の基本方針なら憲法第十四条第一項にある「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」に違反しているのではないですか、政府の見解をお示し下さい。
右質問する。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの先の答弁書(平成二十七年三月三日内閣参質一八九第三八号)一についてでお答えした「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者」は、お尋ねの菅内閣官房長官の発言における「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々」と必ずしも一致するものではないが、北朝鮮は、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を行っていることと承知している。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

三及び四について
お尋ねの「拉致問題を最優先する」という方針及び「拉致被害者を最優先する」という発言が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府

の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて取り組んでいるところである。いづれにせよ、政府としては、北朝鮮に対し、拉致被害者を始めとする全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を迅速に行い、その結果を速やかに通報するよう強く求めている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 行一〇五十八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部 二八円
本体 二〇円